



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

冬場の事故に注意しましょう

冬場は暖房器具を使う機会が増えますが、使用方法を誤ると思わぬ事故につながる可能性があります。また、寒い時期に欠かせないお風呂でも思わぬ事故が発生する可能性があり、高齢者は特に注意が必要です。冬季も安心・安全に暮らせるよう、下記のことにつけて、事故を防止しましょう！

ゆたんぽ

事例 ゆたんぽを使用したところ、低温やけどを負った。



ポイント 低温やけどを防ぐためには長時間ゆたんぽを身体に接触させないことが大切です。布団を暖めた後は就寝前に布団から出しましょう。

使用上の注意をよく読み、製品ごとに指定された加熱方法、加熱時間を守って加熱してください。使用前によく点検し、亀裂や破損がないか確認し、使用中に製品の異常に気づいたら、すぐに使用を中止しましょう。

また、ご家庭にある、ゆたんぽがリコールの対象になっていないか確認しましょう。

電気ストーブ

事例 電気ストーブ付近から出火し、集合住宅の一室が全焼した。



ポイント 寝返りを打ったときなど、布団や毛布などがストーブに触れると、ヒーターの熱で火がつく場合があるため、寝るときにはストーブのスイッチを切ってください。

ストーブの近くに燃えやすいものを置いたり、ストーブで衣類を乾かしたりしないようにしましょう。カーテンの近くで使用するのも危険です。

電源コードが断線する恐れがあるため、電源プラグをコンセントに差し込んだまま電気ストーブを移動させたり、電気ストーブ保管時に電源コードを本体にきつく巻き付けたりしないようにしましょう。

高齢者の入浴中の事故

事例 浴槽から出る時に、足がもつれて転倒した。

ポイント 安全に入浴するために以下のことに注意しましょう。

- ★入浴前に脱衣所や浴室を暖める。
- ★湯の温度は41度以下、湯につかるのは10分までを目安にする。
- ★浴槽から急に立ち上がらない。
- ★アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控える。
- ★精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は危険のため、注意する。
- ★入浴する前に同居者に一声かけ、同居者は、いつもより入浴時間が長いときには入浴者に声をかける。



福島県多重債務者相談強化キャンペーン

福島県では、12月を「多重債務者相談強化キャンペーン」期間と位置づけ、県弁護士会や県司法書士会の協力を得ながら、関係市町村とともに無料法律相談を実施します。併せて、メンタルヘルスや家計管理支援への対応も行っておりますので、是非ご利用ください。

詳細な日程については、消費生活センターのホームページをご覧ください。

検索

最近の相談事例



大雪での住宅損壊 保険料で修理ができる？

事例 「自然災害で壊れたところはありませんか」とリフォーム業者が訪ねてきました。去年の大雪で雨どいが壊れていることを伝えると「火災保険の保険料で自己負担なく修理できますよ」と言われたので修理の契約をしたのですが、本当に保険の対象となり、自己負担なく修理できるのでしょうか。

アドバイス 「保険金で修理ができる」「無料で保険申請等を手伝う」などと勧誘された際に、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡して保険金支払いの対象になるか等を確認し、安易に契約をしないで下さい。

また、訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービス等の契約をした場合、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリングオフ（契約の無条件解除）することができます。

工事をする場合は複数の業者から見積もりを取り、工事内容や契約内容を慎重に検討してから契約しましょう。



「必ずもうかる」と言われた副業

事例 インターネットで商品の広告を掲載し、その商品が売れると紹介料が振り込まれるという副業を見つけて登録し、登録料の15万円を支払いました。「もうかるのですぐに取り戻せます」と言われていたのですが、まったく利益が出ません。解約できるでしょうか。

アドバイス 「高収入が得られる」などと勧誘し、登録料や教材商品などの高額な契約をさせる内職商法の手口だと思われます。原則として、契約書面を受け取ってから20日間以内であればクーリング・オフができますが、今回のようなケースは契約者が商品の広告を行うという点で、事業者にあたると判断され、特定商取引法の保護を受けられない可能性もあります。

インターネットでの副業を契約する際には、事前にビジネスの内容をしっかりと理解した上で、慎重に検討しましょう。

困ったときは一人で悩まず **県消費生活センター** へ

相談専用電話 **024-521-0999**



食と放射能について知ろう



東京電力福島第一原子力発電所の事故後、被災地は日々復興・再生に向けて進んでいます。今では食品中の放射性物質は減っており、安全な食品が流通していますが、放射性物質に対して不安を感じる方もいらっしゃいます。食と放射能について知り、安全・安心な食生活を送りましょう。

Q 食品中の放射性物質は、どうなっていますか？

A 生産者が栽培や飼育状況を管理している農産物や畜産物に含まれる放射性物質は年々減少し、今では基準値を超えるものはほとんどありません。一方、野生の品目では一部の地域で基準値を超えるものがあります。

Q 食品中の放射性物質について、どのような対策がとられているのですか？

A 基準値を超える食品が流通することがないように、計画的なモニタリング検査とその結果に基づき出荷制限が行われています。

Q 水産物はきちんと管理されているのですか？

A 海水魚及び淡水魚の性質や生息場所を考慮したモニタリング調査が行われています。

Q 野生のきのこや山菜、野生鳥獣の肉はどのような状況ですか？

A 放射性物質の低減対策が厳しい野生のきのこや山菜、野生鳥獣肉には、平成 29 年度も基準値を超えたものがあり、引き続き注意が必要です。



食品と放射能に関してより詳しく知りたい場合は
「消費者庁 食品と放射能Q&A」で検索！



食の安全・安心アカデミーシンポジウムを開催しました

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県民の食の安全への関心が高まったことから、放射能や食の安全性について正確な知識を得ていただくことを目的として、平成 24 年度から食の安全・安心アカデミーシンポジウムを開催しています。

今年度は「笑顔で安心『おいしい』ふくしま」をテーマとして、平成 30 年 11 月 4 日に福島会場（桜の聖母短期大学）、11 月 11 日にいわき会場（グランパルティいわき）にて開催しました。

東京大学名誉教授、公益財団法人「食の安全・安心財団」理事長の唐木英明さんに「福島県の食の安全と安心～放射能問題の現在～」という題目でご講演いただきました。

また、パネルディスカッションでは、タレントの藤本美貴さん、生産・加工・販売をしている渡邊とみ子さん、福島の食応援シェフ（福島会場：山際博美さん、いわき会場：萩春朋さん）、消費者庁消費者安全課（福島会場：石川一さん、いわき会場：井河和仁さん）が登壇され、「『ふくしまの食』のこれまでとこれから」というテーマで参加者にそれぞれの活動についてご説明いただきました。



出前講座のご案内

出前講座を随時実施しています。講師の派遣は無料です。ぜひご利用ください!

●福島県消費生活センター

- 【テーマ】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブルなど
 - 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、中学・高校・大学など
 - 【講師】県消費生活相談員等
 - 【申込先】県消費生活課 電話 024-521-7736
- ※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。

●福島県金融広報委員会

- 【テーマ】金融、生活設計、金銭教育、消費者問題 など
- 【派遣先】各種学習会、大学等
- 【講師】金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士など）
- 【申込先】福島県金融広報委員会（事務局：日本銀行福島支店総務課）
電話 024-521-6355

消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、**【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】**を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295



自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、**自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。**
県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00

電話予約制

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

検索